

商談中の表記について

いつから商談中？

お客様が物件を気に入り、購入の意思表示である、買付証明書という書類を書いて提出すると、当社では、商談中として表記されることになります。

買付証明とは、この物件をいくらで買いたいです、契約日はいついつで、引渡しの条件はこれこれこういう内容でお願いします。といった内容が書かれている書類。この書類を提出すると、売主様と売買についての交渉に入り、手付契約日あるいは決済日が決定します。

この買付証明をいただき、売主様と商談をスタートした日から決済日までが、商談中ということになります。その間に手付契約も含まれています。

御成約の表記について

いつから御成約？

手付契約日から、物件の引渡しまで約1ヶ月～約1年の期間物件の引渡しが済むまでは、商談中のままです。

ローン特約（契約後、住宅ローンの審査に通らなかった場合、円満解約ができる特約のこと）、農地法（3条・5条）などにより契約が白紙になる場合も考えられますので……。

当社では、売買残代金の授受が済む引渡し日に御成約の表記をします。

上記内容は、当社の物件について表示している目安であり、他社様では違う表記方法がされているところもあります。

混同されないように、ご注意くださいね。